

日野市消防団員のしおり

目 次

| | | |
|---|-------------------------------|------|
| 1 | 消防団とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 日野市消防団とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 入団について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4～16 |
| | (1) 日野市消防団条例 | |
| | (2) 日野市消防団規則 | |
| | (3) 日野市消防団員等被服貸与規程 | |
| | (4) 日野市消防団員共済会規約 | |
| | (5) 公務災害補償 | |
| | (6) 消防団員等福祉共済制度 | |
| | (7) 日野市消防団員報酬、手当等 | |

日 野 市

総務部防災安全課

1 消防団とは

(1) 概要

普段仕事についている市民の方によるボランティアによって組織され、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関であり、火災、地震や風水害等の災害発生時に消火、警戒、応急救護活動を行う非常備の消防機関となります。

(2) 活動について

火災など災害時の活動のほか、防災訓練や防火診断、防火・防災意識の高揚のため広報活動、地域のお祭りやイベントの警戒及び団員募集活動を行っています。

【活動例】

火災・自然災害時：消火活動、救助活動等（例：台風 19 号での浅川付近での土嚢積み）

平常時：ポンプ操法審査会、水防訓練、火災予防運動広報活動（年 2 回）、歳末警戒、出初式、その他消防署や地域の防災訓練への参加

※出初式



※ポンプ操法審査会



(3) 教育について

消防団員は様々な教育訓練を受けることができます。また、一定の条件を満たすと下記資格において優遇措置があります。

【資格取得】防火管理者：指導的立場（班長以上）になって 3 年以上務めると、自動取得

※資格の証明には消防団長が発行する団員証明書が必要

【試験一部免除】危険物取扱者（丙種）、消防設備士（乙種第 5 類）、消防設備士（乙種第 6 類）

(4) 身分について

市町村長や市議会議員等と同じ「非常勤特別職の地方公務員」となります。

①市町村長の承認を得て消防団長が任命（地方公務員法第 3 条第 3 項第 5 号）

②特別職の地方公務員である立場上、行政処分あり

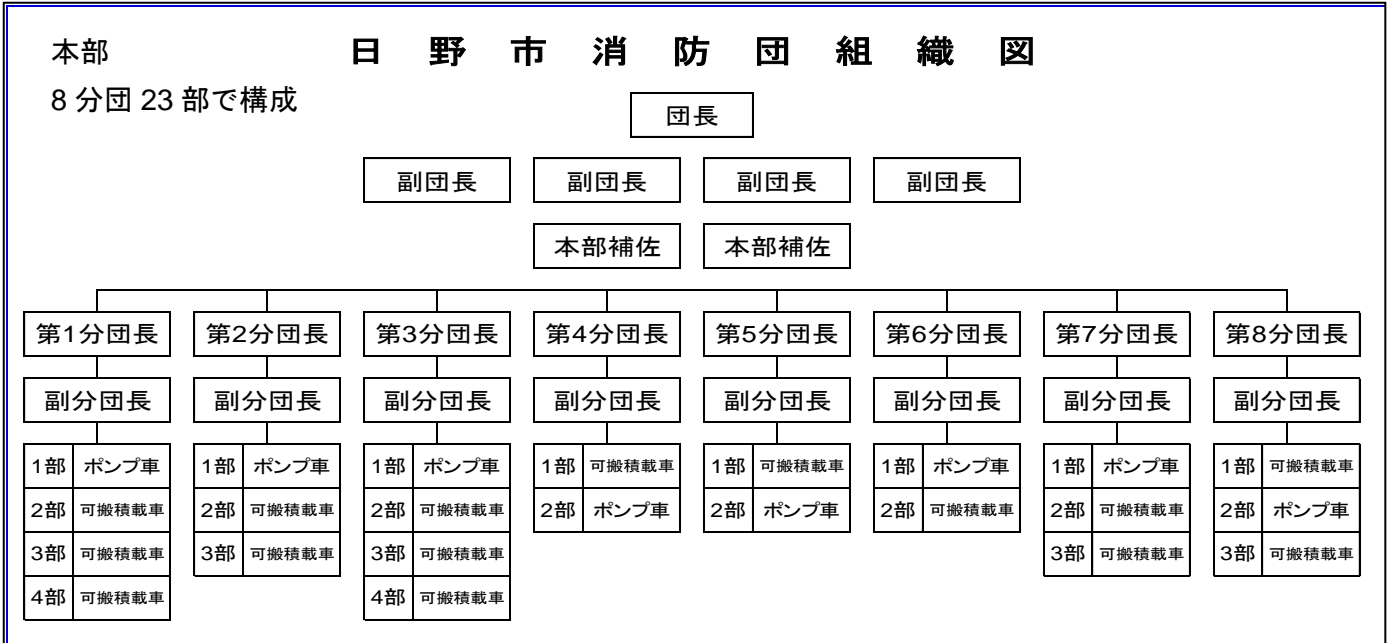
③個人としての政党入党、公職の候補者、選挙運動をする等の政治活動は自由

※消防団員としての地位を利用した選挙運動は禁止

④他の公職との兼職が可能 ※一定の手続等が必要な場合あり

2 日野市消防団とは

(1) 組織



(2) 定員数ほか

- ①定員 定員数 490 名 / 団員数 369 名 (令和 2 年 4 月 1 日現在)
②消防車両 指揮車 2 台、ポンプ車 8 台、小型ポンプ積載車 15 台

(3) 詰所器具置場 (23 か所)

| 分団名 | 部名 | 詰所器具置場の位置 |
|--------|-------|---------------------|
| 団本部 | | 日野市神明一丁目 11 番地の 16 |
| 第 1 分団 | 第 1 部 | 日野市万願寺三丁目 37 番地の 7 |
| | 第 2 部 | 日野市日野本町二丁目 14 番地の 4 |
| | 第 3 部 | 日野市日野本町六丁目 9 番地の 26 |
| | 第 4 部 | 日野市日野 7773 番地の 585 |
| 第 2 分団 | 第 1 部 | 日野市栄町五丁目 20 番地の 25 |
| | 第 2 部 | 日野市日野本町四丁目 4 番地の 12 |
| | 第 3 部 | 日野市栄町二丁目 13 番地の 4 |
| 第 3 分団 | 第 1 部 | 日野市日野台四丁目 17 番地 |
| | 第 2 部 | 日野市日野台二丁目 33 番地 |
| | 第 3 部 | 日野市多摩平六丁目 1 番地の 15 |
| | 第 4 部 | 日野市大坂上三丁目 11 番地の 1 |
| 第 4 分団 | 第 1 部 | 日野市川辺堀之内 197 番地の 3 |
| | 第 2 部 | 日野市東豊田二丁目 13 番地の 5 |
| 第 5 分団 | 第 1 部 | 日野市宮 342 番地の 1 |
| | 第 2 部 | 日野市石田二丁目 3 番地の 1 |
| 第 6 分団 | 第 1 部 | 日野市平山五丁目 1 番地の 19 |
| | 第 2 部 | 日野市西平山四丁目 23 番地の 10 |
| 第 7 分団 | 第 1 部 | 日野市高幡 69 番地の 1 |

| | | |
|------|-----|--------------------|
| | 第2部 | 日野市南平四丁目 34 番地の 13 |
| | 第3部 | 日野市程久保八丁目 15 番地の 1 |
| 第8分団 | 第1部 | 日野市三沢三丁目 24 番地の 10 |
| | 第2部 | 日野市百草 2010 番地 |
| | 第3部 | 日野市百草 857 番地の 3 |

3 入団について

(1) 入団資格

日野市在住の 18 歳以上 45 歳未満の方、心身ともに健康な方 ※市外在住等は要相談

(2) 身分

非常勤特別職の地方公務員（地方公務員法で位置付け・市長の承認を得て消防団長が任命）

(3) 福利厚生

- ①報酬（例：団員 90,000 円/年）
- ②出動手当（火災等災害時は 3,000 円/回、警戒・訓練時等は 2,500 円/回）
- ③被服貸与
- ④公務災害等補償制度（活動中に怪我をした際の補償等）
- ⑤日野市消防団員共済会（各種給付金、イベント開催）
- ⑥退職報償金制度（勤続 5 年以上で支給）
- ⑦表彰制度（功労・功績があった場合）
- ⑧学生消防団活動認証制度（1 年以上活動し地域貢献した学生に対し、市がその功績を認証する制度）

その他情報は日野市ホームページをご覧ください ⇒



<問い合わせ先>

〒191-0016

東京都日野市神明 1-11-16 防災情報センター1 階

日野市総務部防災安全課防災係 消防団担当

TEL : 042-514-8962 FAX : 042-587-5666

MAIL : bousaianzen@city.hino.lg.jp

4 資料集

(1) 日野市消防団条例

(趣旨)

第1条 消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の任免、定員、分限及び懲戒、服務、報酬等については、この条例の定めるところによる。

(平成21条例34・全改)

(設置、名称及び区域)

第2条 日野市に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 日野市消防団（以下「消防団」という。）

(2) 区域 日野市全域

(平成21条例34・全改)

(任命)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

(1) 日野市に居住する者であつて、年齢満18歳以上45歳未満であること。ただし、団長及び副団長又は特に必要ある者については、この限りでない。

(2) 志操堅固で身体強健であること。

(平成21条例34・追加)

(定員)

第4条 団員の定数は、490名とする。

(昭和42条例15・全改、昭和46条例2・一部改正、平成21条例34・旧第3条繰下)

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(平成21条例34・旧第4条繰下)

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第8条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該懲戒処分があつた日から2年を経過しない者

2 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職したものとみなす。

(1) 死亡したとき。

(2) 所在不明となつたとき。

(3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けたとき。

(平成21条例34・追加、令和元条例26・一部改正)

(罷免)

第7条 団員が心身の故障のため、職の遂行に支障又はこれに堪えない場合は、市長は団長を、団長はその他団員を罷免することができる。

(平成21条例34・追加)

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

(平成 12 条例 8 ・ 一部改正、平成 21 条例 34 ・ 旧第 5 条繰下)

(懲戒の区分)

第 9 条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は、1 月以内の期間を定めてこれを行う。

(平成 21 条例 34 ・ 旧第 6 条繰下)

(服務規律)

第 10 条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。招集を受けない場合であつても水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

3 団員であつて 10 日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(平成 21 条例 34 ・ 全改)

(遵守事項)

第 11 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

(2) 規律を厳守して上長の指揮命令の下に上下一体ことに当たらなければならない。

(3) 上下同僚の間互いに相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。

(4) 職務に関し金品の寄贈及び饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。

(5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。

(6) 団員は、団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならない。

(7) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となる様な行為をしてはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほかこれを使用してはならない。

(平成 21 条例 34 ・ 一部改正)

(報酬等)

第 12 条 団員には、その職務に応じて日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)に定めるところにより、報酬及び旅費を支給する。

2 団員が火災その他の事由によつて出動したときは、費用弁償として次の各号に定める額を支給する。

(1) 火災その他の災害又は捜索のために出動したとき 1 回 3,000 円

(2) 訓練又は警戒のために出動したとき 1 回 2,500 円

(3) 出初式、審査会又は別に規則で定める会議に出動したとき 1 回 2,500 円

(平成 21 条例 34 ・ 全改、平成 29 条例 21 ・ 一部改正)

(運営費)

第 13 条 消防団の維持運営を円滑にするために運営費を予算の範囲内で支給する。

(平成 21 条例 34・全改)

(被服の貸与)

第 14 条 団員には、制服及び制帽等の被服を貸与する。

(平成 21 条例 34・追加)

(災害補償費、退職報償金等)

第 15 条 職務によつて死亡又は負傷した団員には災害補償費を、退職する団員に対しては退職報償金を東京市町村総合事務組合の定める条例に基づいて支給する。

(平成 21 条例 34・追加)

(雑則)

第 16 条 この条例施行に必要な事項は、市長が別にこれを定める。

(平成 21 条例 34・追加)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 35 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 38 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 42 年条例第 15 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 46 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 63 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市消防団条例の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 12 年条例第 8 号)

この条例は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年条例第 34 号)

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例施行の際現に置かれている消防団は、この条例による改正後の日野市消防団条例（以下「新条例」という。）の規定により置かれたものとみなし、当該消防団の名称及び区域は、新条例の規定により定められたものとする。

付 則 (平成 29 年条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日野市消防団条例第 12 条の規定は、平成 29 年 7 月 1 日以後に火災その他の事由によって出動したときの費用弁償の支給について適用し、平成 29 年 6 月 30 日以前に火災その他の事由によって出動したときの費用弁償の支給については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年条例第 26 号)

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

(2) 日野市消防団規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市消防団（以下「消防団」という。）について、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第2項の規定による組織、法第23条第2項の規定による消防団員（以下「団員」という。）の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項並びに日野市消防団条例（昭和33年条例第17号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分団担当区域)

第2条 消防団に団本部及び分団を置き、分団には部を置く。

- 2 団本部、分団及び部の名称、詰所器具置場の位置は、別表第1のとおりとする。
- 3 分団の担当区域は、別表第2のとおりとする。

(階級及び役職)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。この場合において、次項に規定する本部補佐は分団長の階級に、副部長は班長の階級に属するものとする。

- 2 消防団に団長、副団長、本部補佐、分団長、副分団長、部長、副部長、班長の役職及びその他の団員を置く。ただし、分団長の役職を経験していない者は本部補佐に就任できない。
- 3 団本部及び分団の役職別配置定数は、別表第3のとおりとする。

(団長等の職務)

第4条 団長は、消防団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行する。

- 2 副団長及び本部補佐は、団長を補佐するとともに、次の各号に掲げる担当に応じそれぞれ当該各号に掲げる事務を掌理する。

(1) 総務担当

- ア 団員の任免及び賞罰に関すること。
- イ 消防団の行事の企画及び運営に関すること。
- ウ 各種会議に関すること。

(2) 訓練担当

- ア 教育訓練に関すること。
- イ 歳末その他の警戒に関すること。

(3) 操法・応急救護担当

- ア ポンプ車操法、小型ポンプ操法及び応急救護に関すること。

- 3 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を処理し、所属団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部長は、上司の命を受け、部の事務又は分団の事務を処理する。
- 6 副部長及び班長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 団員は、上司の命を受け、指定された事務を処理する。

(会議)

第5条 消防団の諸行事を審議するため、本部会議及び幹部会議を設置する。

(団長の職務を代理する順序)

第6条 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い本部補佐、分団長、副分団長又は部長が団長の職務を行う。ただし、団長を除く団員の任命及び罷免については、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いてはこれを行うことができない。

(任期)

第7条 第3条第2項に規定する役職の任期は、2年とする。ただし、留任することを妨げない。

(宣誓)

第8条 団員は、任命されたときは、次の宣誓書に署名しなければならない。(略)(水火災又は地震等の災害出場)

第9条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める制限速度に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

(消防車乗車時の厳守事項)

第10条 出火出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する団員のうちの最上位の階級及び役職にある者(以下「責任者」という。)は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前及び交通雑踏の場所等を通過するときは、事故を防止するため警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 消防車が一列縦隊で走行している時、前を走っている消防車が追越信号を出した場合を除き、走行中前の消防車を追い越してはならない。

(管轄外への出場の禁止)

第11条 消防団は、市長の許可を得ないで管轄区域外の水火災又は地震等の災害現場に出場してはならない。ただし、日野市との間で消防の相互の応援に関する協定を締結した区域については、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災又は地震等の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災等の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(災害現場出動時の遵守事項)

第13条 消防団が水火災又は地震等の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 団長にあっては、市長又は消防署長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 消防作業は、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (4) 放水口数は、最大限度に使用することにより、消火の効果を収めるとともに火災の損害及び放水したことによる損害を最小限度に止めなければならない。
- (5) 分団は、相互に連絡協調して活動しなければならない。

(報告義務)

第14条 水火災又は地震等の災害現場において遺体や負傷者を発見したときは、その場にいる責任者は、市長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検死員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(措置事項)

第15条 放火の疑いがある場合、その場にいる責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長又は消防署長及び警察官に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、消防署長の判断により慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿

- (2) 出動報告書
- (3) 区域内全図
- (4) 地理水利要覧
- (5) 金銭出納簿
- (6) 雑書綴

(教養及び訓練)

第 17 条 団長は、団員が技術及び品位を向上させ、水火災又は地震等の災害の際の消防任務に役立つ技能の練磨に努めるよう、定期的に教育訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 18 条 市長は、分団又は団員がその任務遂行に当たって功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については団長が、表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第 19 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

(表彰の基準)

第 20 条 賞詞及び賞状は、団員として功労があると認められる者及び消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

(感謝状の授与)

第 21 条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し、消防団に対してなした協力

(訓練、礼式及び服制)

第 22 条 団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）に定めるところによる。

2 団員の服制は、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）に準じ、別に定める。

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年規則第 16 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）略

別表第 2（第 2 条関係）略

別表第 3（第 3 条関係）略

備考 上記の役職別定数は、上位の役職定数の範囲内で下位の役職定数にこれを加えることができるものとする。

(3) 日野市消防団員等被服貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、消防団員等に対し、職務の執行に必要な被服を貸与することを目的とする。

(貸与の範囲等)

第2条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）の範囲、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 この規程に定める期間は、月で計算する。

(貸与期間の変更)

第3条 貸与品の損耗程度により、貸与期間を変更する必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず、実情に応じ貸与期間を伸縮するものとする。

(貸与手続)

第4条 被服の貸与を受けようとする者は、被服貸与願（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(貸与品の取扱)

第5条 被貸与者は、貸与品を、注意を払って使用し、かつ、責任をもって保管しなければならない。

2 貸与品は、他人に譲渡し、又は貸与品の目的以外に使用してはならない。

3 貸与品の補修、清浄その他保存に必要な措置は、すべて被貸与者の負担において行うものとする。

(貸与品の返納)

第6条 被貸与者が退職、失職若しくは免職となり、又は階級の異動により貸与品の区分に変更を生じたときは、直ちに、その貸与品を返納しなければならない。ただし、死亡、天災その他やむを得ない理由により貸与品を返納することができないときは、この限りでない。

2 貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品は、被貸与者に支給する。

(貸与品の亡失等)

第7条 被貸与者は、次の各号の一に該当する場合は、市長の定める金額を賠償しなければならない。

(1) 故意又は過失により、貸与品を亡失又はき損したとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(貸与状況の記録)

第8条 総務部防災安全課長は、貸与品の貸与状況を記録するため、被服貸与簿（第2号様式）を備え付けておかなければならない。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に貸与したものについては、この規則により貸与したものとみなす。

付 則（昭和49年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市消防団員等被服貸与規程の規定は、昭和49年7月1日から適用する。

付 則（昭和58年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

付 則（平成3年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市消防団員等被服貸与規程の規定は、平成3年10月16日から適用する。

付 則（平成5年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市消防団員等被服貸与規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成6年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市収入役が欠けたときの日野市収入役の職務を行う者についての規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市支出負担行為手続規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市老人医療事務取扱細則、日野市公衆浴場設備資金利子補助規則、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市消防団員等被服貸与規程並びに日野市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成8年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市庁舎管理規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市公有財産規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市地価公示図書閲覧規程、日野市消防団員等被服貸与規程、日野市防災会議条例施行規則、日野市災害対策本部条例施行規則及び専用水道地区の給水装置改造工事資金融資あっせん規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成10年規則第25号）

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例（平成9年条例第35号）の施行の日から施行する。

（平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行）

付 則（平成21年規則第29号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 被貸与者 | 貸与品 | 貸与期間 |
|--------------------------------------|------------|--------|
| 消防団長、副団長、本部補佐、分団長、副分団長、部長、副部長、班長及び団員 | 制服 | 120 カ月 |
| | 制帽 | 在任期間 |
| | ネクタイ | 在任期間 |
| | 階級章（金属） | 在任期間 |
| | ブラウス（女性のみ） | 120 カ月 |
| | リボン（女性のみ） | 在任期間 |
| | パンプス（女性のみ） | 120 カ月 |
| | 活動服 | 120 カ月 |
| | 活動服ベルト | 在任期間 |
| | 階級章（布） | 在任期間 |
| | ヘルメット | 72 カ月 |
| | 防火衣一式 | 72 カ月 |
| | 雨合羽 | 在任期間 |
| | 編上靴 | 72 カ月 |
| 災害対策本部員 | 防災服 | 在職期間 |

様式 略

(4) 日野市消防団員共済会規約

(名称)

第1条 本会は、日野市消防団員共済会（以下「共済会」）という。

(目的)

第2条 共済会は、相互扶助の精神に基づいて、会員相互の親睦と福祉の増進及び厚生を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 共済会は、日野市消防団員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(会員の資格取得)

第4条 前条に規定する者は、その団員となった日、又は指定を受けた日から会員たる資格を取得する。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退団したとき。
- (3) 会員たる要件を具備しなくなったとき。

(拠出金品の不返還)

第6条 前条により資格を喪失したときは、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(事業)

第7条 共済会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦と相互扶助及び福利厚生をはかるための事業
- (2) その他、会の目的達成のため必要な事業

(給付)

第8条 会員等の給付は、弔慰金及び見舞金等とし、別表に定める金額とする。

(給付の申請)

第9条 給付の申請は、その事由が生じた日から1ヶ月以内に所属の分団長を通して行う。

(給付の方法)

第10条 給付は、所属の分団長を経由して本人又はその家族に給付する。

(会員以外の者の会への参加)

第11条 共済会の運営上必要と認める者の参加は、理事会の議を経て会長が要請する。

2 その他給付等については、理事会の議を経て会長が定める。

(役員)

第12条 共済会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名 |
| (3) 理 事 | 22名以内 |
| (4) 代 議 員 | 24名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員構成)

第13条 会長は、団長をもってあてる。

- 2 副会長は、副団長をもってあてる。
- 3 理事は、監事を除いた本部補佐及び正副分団長をもってあてる。
- 4 代議員は、部長をもってあてる。
- 5 監事は、理事会で本部補佐及び正副分団長の中から2名を推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第14条 会長は、共済会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事は、共済会の事業運営にあたる。
- 4 代議員は、事業の推進につとめる。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第16条 役員はすべて無報酬とする。ただしその職務のために要した費用は実費弁償を受けることができる。

(事務局)

第17条 共済会の事務局は、日野市総務部防災安全課におく。

- 2 事務局長は、防災安全課長があたり、事務を掌るため職員を指揮する。
- 3 事務局は会の運営上必要な事務及び会計を掌理する。

(会議)

第18条 会議は、理事会及び総会とし、会長が召集し会議の議長は副会長とする。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し次の事項を協議する。

- (1) 共済会の事業運営に関すること。
- (2) 総会に附議する事項
- (3) その他、必要と認められる事項

(総会)

第20条 総会は、会長、副会長、理事、代議員及び監事をもって構成し、毎年度速やかに会長がこれを召集する。

- 2 前項の規定にかかわらず会長は、臨時総会を召集することができる。
- 3 総会は次の事項を附議する。
 - (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の改正に関すること。
 - (4) その他、必要な事項

(会費)

第21条 共済会の経費は、会員の納める会費、その他の収入をもってあてる。

- 2 会員の会費は、月額300円とする。
- 3 前項の規定する会費は、各分団長が報酬受領後速やかに事務局に納入する。
- 4 前2項に定めるもののほか理事会で必要と認め会長が承認した場合は、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終了する。

- 2 会費、その他の収支状況は、会計年度終了後速やかに監事の審査を経て総会で承認を求める。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

別表

1 弔慰金

| 区 分 | 香 典 | 生 花 | 備 考 |
|-------|----------|------------|-----|
| 会 員 | 30,000 円 | 15,000 円相当 | |
| 配 偶 者 | 20,000 円 | 15,000 円相当 | |
| 子及び父母 | 10,000 円 | 15,000 円相当 | |

2 見舞金

(1) 傷病見舞金（入院加療を要する）

| | 公務中の疾病 | 公務外の疾病 |
|-------|----------|---------|
| 7 日以上 | 10,000 円 | 5,000 円 |

(2) 災見舞金

| 全損の場合 | 半損の場合 |
|----------|----------|
| 30,000 円 | 20,000 円 |

全各号に掲げるもののほか特に弔慰、見舞を表する場合は、理事会の議を経て会長が定める。

なお、損壊の程度は、消防署長の判定による。ただし、事故の故意又は重大な過失によりり災した場合を除く。

3 退職功労記念品

| 区 分 | 内 容 | 備 考 |
|--------------------|------------|-----|
| 団員経験 5 年以上 10 年未満 | 5,000 円相当 | |
| 団員経験 10 年以上 20 年未満 | 10,000 円相当 | |
| 団員経験 20 年以上 30 年未満 | 20,000 円相当 | |
| 団員経験 30 年以上 | 30,000 円相当 | |

なお、本部役職経験者は、本部会議の協議により上記のほか、別途感謝状を添えて功労賞を支給することができる。

(5) 公務災害補償

消防団員が、公務により死亡したり、病気やケガをした場合には、本人や遺族に対して、市町村が損害を補償することになっていきます。なお、日野市では「日野市消防団条例第15条」で定めています。

| 種類 | 概要 |
|--------|--|
| 療養補償 | 負傷又は疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な療養を行い、又は必要な療養の費用が支給されるもの |
| 休業補償 | 負傷又は疾病にかかった場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入が得られなかったときに、その期間について1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額が支給されるもの |
| 傷病補償年金 | 負傷又は疾病にかかった場合で、療養の開始後1年6か月経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、その期間について傷病等級応じて年金が支給されるもの |
| 障害補償 | 負傷又は疾病にかかった場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、その等級に応じて年金(1級から7級)か、又は一時金(8級から14級)が支給されるもの |
| 遺族補償 | 団員等が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されるもの |
| 葬祭補償 | 団員等の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給されるもの。 |

※上記以外にも、消防団員等公務災害補償等共済基金等から福祉事業として休業援護金、奨学援護金、遺族特別支給金、遺族特別援護金等一定の給付が行われます。

(6) 消防団員等福祉共済制度

公益財団法人 日本消防協会の福祉共済に加入している消防団員が利用できる制度です。(市で一括加入のため全入団者が利用可能)

| 区分 | 事由 | 給付名称 | 金額 |
|------|--------|------------------|------------------------|
| 死亡 | 公務・公務外 | 遺族援護金 | 1,000,000円 |
| | 公務 | 弔慰金 | 23,000,000円 |
| | | 弔慰救済金(付加給付 1~3号) | 10,000,000円~5,000,000円 |
| | | 保育援護金 | 250,000円/人 |
| 重度障害 | 公務・公務外 | 生活援護金 | 1,000,000円 |
| | 公務 | 重度障害見舞金 | 23,000,000円 |
| | | 見舞金(付加給付 1~3号) | 6,000,000円~2,500,000円 |
| | | 保育援護金 | 250,000円/人 |
| 障害 | 公務・公務外 | 障害見舞金(3~12級) | 5,000,000円~60,000円 |

| | | | | |
|----|--------|----------------------|------|-------------------|
| | 公務 | 見舞金（付加給付） | 3～6級 | 750,000円～500,000円 |
| | | | 7～9級 | 500,000円～400,000円 |
| 入院 | 公務・公務外 | 入院見舞金（7日以上入院、120日限度） | | 1,500 円/日 |

（7）日野市消防団員報酬、手当等

1 団員報酬・手当

| 階 級 | 報酬（月額） | 出動手当 | |
|-------|----------|---------|---------|
| | | 災害出動 | 訓練出動 |
| 団 長 | 28,000 円 | 3,000 円 | 2,500 円 |
| 副 団 長 | 21,000 円 | | |
| 本部補佐 | 17,000 円 | | |
| 分 団 長 | 14,500 円 | | |
| 副分団長 | 10,500 円 | | |
| 部 長 | 9,500 円 | | |
| 副 部 長 | 8,500 円 | | |
| 班 長 | 8,000 円 | | |
| 団 員 | 7,500 円 | | |

2 運営費

| 区 分 | 運営費（年額） |
|-----|-----------|
| 本 部 | 300,000 円 |
| 分 団 | 80,000 円 |
| 部 | 170,000 円 |

3 退職報償金

（単位：円）

| 階級 | 勤続年数 | | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 |
| 団 長 | 239,000 | 344,000 | 459,000 | 594,000 | 779,000 | 979,000 |
| 副 団 長 | 229,000 | 329,000 | 429,000 | 534,000 | 709,000 | 909,000 |
| 分 団 長 | 219,000 | 318,000 | 413,000 | 513,000 | 659,000 | 849,000 |
| 副分団長 | 214,000 | 303,000 | 388,000 | 478,000 | 624,000 | 809,000 |
| 部 長 班 長 | 204,000 | 283,000 | 358,000 | 438,000 | 564,000 | 734,000 |
| 団 員 | 200,000 | 264,000 | 334,000 | 409,000 | 519,000 | 689,000 |

※令和2年度時点、東京都市町村消防団員退職報償金条例による